

みよし市封筒広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みよし市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及びみよし市広告掲載基準に基づき、みよし市封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 封筒に掲載する広告は、広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の社名等を文字、写真、イラストレーション又はロゴタイプにより表示するものとする。

(広告の規格等)

第3条 封筒に掲載する広告の規格等については、次のとおりとする。

- (1) 広告の規格、広告掲載位置及び広告掲載枠数等については、別に定める。
- (2) 広告掲載順は市長が決定するものとする。
- (3) 文字、イラスト等は、見やすいデザインとし、みよし市が直接広告をしていると誤解を与えるようなデザインを使用しないこととする。
- (4) 広告中に広告主の連絡先を明記することとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、別に定める。

(広告料の額)

第5条 広告料の額は、別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市ウェブサイト等で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 申込者は、みよし市封筒広告掲載申込書（様式第1。以下「申込書」という。）に広告の原稿（イラストレータ形式等による電子データ及び紙面）等を添えて、別に定める日までに市長に申し込まなければならない。

2 申込者は、広告1枠ごとに申込書を提出しなければならない。

(審査及び決定)

第8条 市長は、前条により広告掲載の申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査の結果、その内容が適当であると認められるものが広報掲載の募集数を超えたときは、次に掲げる順位により決定する。

- (1) 第1順位 公共団体、公益を目的とする事業を行う事業者その他これらに類するものが行う広告
- (2) 第2順位 事業者等のうち、市内に事業所又は住所を有する者が行う広告

3 前項の規定によっても広告掲載の募集数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

4 市長は広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、みよし市封筒広告掲載決定通知書（様式

第2)により通知するものとする。

(広告掲載の承諾)

第9条 前条第4項の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、みよし市封筒広告掲載承諾書（様式第3）を提出しなければならない。

(広告料の納付)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに広告料を納付しなければならない。

(免責)

第11条 市は、天災、事故等市の責めに帰さない理由により、広告の掲載をすることができなかつた場合は、その責めを負わない。

2 封筒の使用に対し、苦情等何らかの問題が生じた場合は、広告主は、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに問題解決のために対応することとする。

3 広告掲載後に広告主又は広告内容に問題が生じ、再作成が必要となった場合は、速やかに市に報告するとともに、広告主の責任及び負担において再作成し、市に無償で提供することとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、要綱第9条の規定により広告の掲載を取り消す場合は、みよし市封筒広告掲載取消通知書（様式第4）により通知するものとする。

(封筒の使用の中止)

第13条 市長は、封筒を使用することが適当でないと認めたときは、封筒の使用を中止できるものとする。

(広告料の還付)

第14条 納入された広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告が掲載できなかつたときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月25日から施行する。